

② 誇大表示・広告の禁止

② うそや誤認させる表示・広告の禁止

● 景品表示法及び健康増進法による健康食品の虚偽誇大表示等の禁止

健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の優良誤認表示（これらを併せて「虚偽誇大表示等」という。）に該当する宣伝等は、禁止の対象となる。なお、これらの法律の規定は、特定の文言や表現等を一律に禁止するものではなく、その適用は、表示全体の訴求内容により判断される。



医者に行かずとも
ガンが治る!

こうした表示は、医師による診断・治療がなくとも病気が治るとの誤認を与え、治療の機会を逸したり、病気を悪化させるおそれがあります。

最高の
ダイエット食品

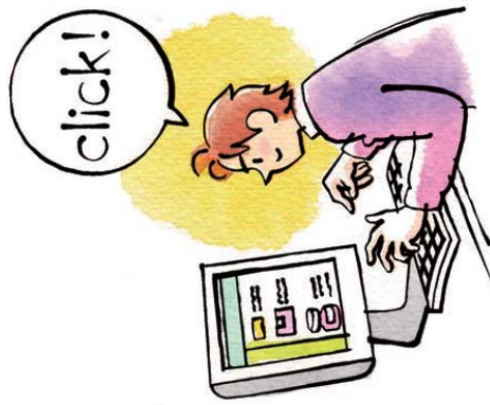
健康への効果は、個人差があり、現存する製品の中で最高に効果があることを立証することは、一般的には困難であり、このような表示は、誤認を与えます。

△△△△病に
驚異の食効「OOO」



(体験談)
友人が「△△△病に驚く」といって「OOO」を紹介、病業がびっくりするほど小さくなり、病院の先生からも不思議がられるほど回復しました。

体験談は、あくまで利用者の感想であり、都合の良い箇所のみ抜粋して掲載されている場合があります。効果を保証する科学的根拠がない場合もあるの注意が必要です。



③ 違反事例

③ 違反事例 1 (景品表示法)

(株)コマースゲートに対する措置命令【平成25年12月5日公表】



あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。



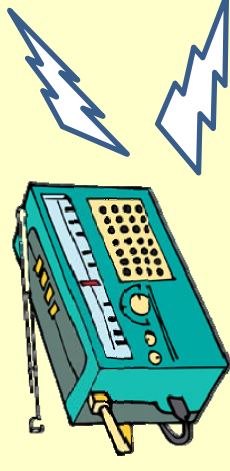
景品表示法の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、(株)コマースゲートから資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

③ 違反事例2（景品表示法）

株式会社ライフサポートに対する措置命令について <平成27年2月17日公表>

【表示の概要】

- 「今日はなんと、食べ過ぎたと思ったその場で飲んで、お茶碗およそ3杯分のご飯の炭水化物をカット。余分なカロリーが余分な脂肪になる前にすっきりほっとしなかった事にして、1か月でマイナス10キロ以上を達成した方もいらっしゃるダイエットサプリ、キヤルツ1000を御紹介いたします。」
 - 「油っこいものもお好きだけ、どうぞ召し上がってください。様々な機関で食事で摂り過ぎたアブラの吸収を抑えると発表されている成分、キノコキトサンが、アブラを徹底的にサポートしてくれるんです。」
- 等と表示（放送）することにより、**あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい瘦身効果が得られるかのように示す表示**をしていた。



ラジオ放送による広告

さらに、ダイエット素材が、既に体に

【実際】

消費者庁が、景品表示法第7条第2項（当時：第4条第2項）の規定に基づき、株式会社ライフサポートに対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められなかった。

【一般社団法人日本民間放送連盟（民放連）への要請への要請】

本件措置命令の対象となった商品の表示は、多くのラジオ放送局で放送された広告によって行われていたことから、消費者庁は、一般社団法人日本民間放送連盟に対し、傘下の会員事業者（放送事業者）において引き続きラジオ広告の内容を厳正に審査するとともに、放送事業者等の広告媒体事業者においては健康増進法の措置の対象となり得ることに十分留意の上、広告の適正化に取り組みよう要請を行った。